

地方自治体に要望しましょう（火災警報器等）

給付・改善までの流れ（ご参考）

●給付開始要望

あなた

- ①直接要望する
- ②協会、親の会、手話サークル等を通じて要望する

行政
議会

実現へ

●施設改善の要望

あなた

- ①直接要望する
- ②協会、親の会、手話サークル等を通じて要望する

金融機関
医療機関
福祉センター
ホテル・旅館
デパートなど

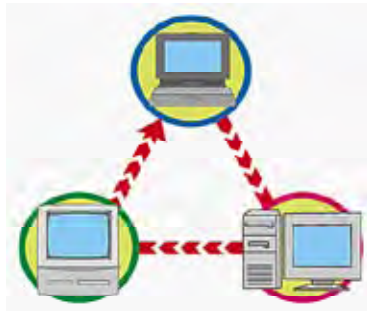
※給付開始要望または施設改善の要望ともに①または②のどちらの方法でも可

どんな方法でも構いません。あなたの声を伝えましょう!!

①手紙



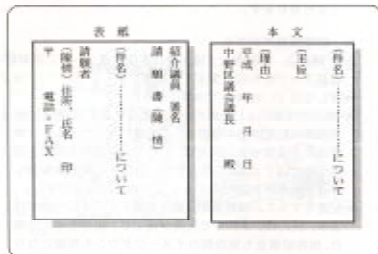
②メール



③アンケート



④請願・陳情



⑤パブリックコメント



行政、議会などへの陳情・請願方法については当会までお問い合わせください

聴覚障がいに関わる総合情報誌「いくお〜る」発行
ベターコミュニケーション研究会

TEL03-3380-3324 FAX03-3382-6565 equal@bcs33.com <http://www.bcs33.com>

あなたも出せる！陳情書

聴覚障がい者用火災警報器の問題をご説明しました。ですが運動のベテランの方ならともかく、一般の方には、動き方がわかりにくいようです。つまり、「要望が必要なことはわかった。次にどうすればいいのか？」ここで止まってしまう、行動に移れないのですね。そこで次のように整理してみました。

- 1) 自治体の定めた給付の要件に見合う人はとにかく申請を。さもないと予算がカットされる恐れがあります。
- 2) 条件に合わない人は給付条件などの緩和を求めて行動する必要がある＝行政などに訴える必要があります。
- 3) 陳情書の書き方もこの機会にぜひ覚えてはいかがでしょうか。

以下に陳情書のひな形を用意してみましたので、ご参照ください。

ぜひ皆さんの地域の状況に応じて、料理してみてください。著作権は自由とします。

陳情案はA4の紙1枚にまとめるのがよいでしょう。

聞こえない人の命を守る要望のために、ぜひご活用ください。

平成 年 月 日

(市長など) ●●●殿

氏名

住所

聴覚障がい者用火災警報器の給付条件の緩和などをお願い

【給付条件を緩和してください】

現在の障がい者用火災警報器は身体障害者手帳1～2級の所持者に限られていますが、6級の難聴者でも特に夜間などは補聴器を外します。火災警報が聞こえず、命を落とす場合もあります。当事者が困っている状況に応じて給付ができるように、等級制限を廃止してください。

また、給付条件が原則として「聴覚障がい者のみ、又はそれに準ずる世帯」に限られていますが、家族に健聴者がいても特に昼間は不在の場合も多いです。火災警報が聞こえず、命を落とす場合もあります。条件を廃止してください。

【給付金額の上限を東京都なみにしてください】

当地では1世帯につき1台、15,500円までしか給付されません。条例ではすべての部屋、台所等に設置が必要です。都内の自治体では1世帯につき2台まで、計31,000円の給付を認めています。東京都なみに給付できるように、給付金額の上限をアップしてください。

【賃貸住宅にも適用できるように働きかけてください】

賃貸住宅に聴覚障がい者用火災警報器を設置するためには持ち主の承諾が必要です。仮に給付できても、持ち主の不許可のため設置できない世帯もたくさんあります。このようなことがないよう、行政から指導をお願いいたします。

【賃貸住宅などには聴覚障がい者用火災警報器の貸し出しまたは購入助成をお願いしてください】

2011年までに火災警報器の設置が義務づけられましたが、自費設置のため、特に賃貸住宅では、過大な出費を抑えるために「賃貸住宅を聴覚障がい者には貸し出ししない」ところも増えています。生活上、困りますので、聴覚障がい者用火災警報器を行政から貸し出すか、購入を助成してください。

以下、要望のご参考にどうぞ。

- ・1985年～2005年の聴覚障がい者の被災者数は、新聞でわかっているだけで全国で156人以上います。
- ・公団賃貸住宅や都営アパートなどでは、聴覚障がい者の居住するアパートなどには無償で貸し出すところも増えています。また、中野区などの場合、区で借り受けている民間アパートには聴覚障がい者用火災警報器を貸し出しているところも増えています。
- ・資料は別紙をご参照ください。